

地域農業に関する覚え書

吉 田 忠

1 はじめに

近年、農業生産ないし農産物販売の社会的組織化について議論されることが多い。しかし、現実に進行している組織化の形態はきわめて多様であり、また複雑であるため、はっきり定義されていない言葉を用いた議論が多くなりがちである。そこから、一部には無用の混乱すらみうけられる。

本稿は、最近とくに議論されることの多い地域農業論をとりあげ、地域農業という言葉それ自体の意味と内容を検討し、若干の私見をのべようとする。また、地域農業と関連の深い地域流通という言葉についても、あわせて検討を加えたい。これが地域農業論の用語に関する議論を誘発し、そこでの論点整理の一助になればというのがその執筆動機である。

2 農業の社会的組織化と地域（組織化）主体

農業の社会的組織化というと、普通は生産組織と共同販売組織（共販組織）が代表としてあげられるが、そのほかにも、営農団地、インテグレーションとよばれるものがあり、ときには農業の装置化システム化や農協営生産事業体をそれに加える人もいる¹⁾。そして、これらと重なる形で地域農業という言葉が使われているのである。ところが、これらの言葉の意味するところは人によってさまざまであり、その内容、それらの相互関連について共通した理解はほとんどえられていないといってよい。そのなかで、地域農業はいかに理解すべきであろうか。

この問題に入る前にまずはっきりさせておかねばならぬことは、農業の社会的組織化の意味である。これも意見の分かれるところであるが、とりあえず以下のように理解したい。すなわち、市場競争に対して個別に対応するのではなく、それを部分的に組織内部の取引にくみ入れながら組織的に市場に対抗していこうとする意識的な社会的行為にもとづき、農家単位の農業経営を残したまますめられる農業生産と農産物販売の部分的社会化である。われわれは、個別経営の存在を前提にした部分的社会化という客体的側面だけではなく、意識的な社会的行為による市場競争の内部取引化と市場への組織的対応という主体的側面にも注意を払うことにする。

この意味での農業の社会的組織化は、その対象とする局面から ① 農業生産面のみの組織

化、㊸ 農産物販売面のみの組織化、㊹ 生産・販売両面での組織化、に分けられる。機械的にみるならば、㊸が生産組織、㊹が共販組織になり、その他、地域農業、営農団地、インテグレーション等は、すべて㊹に分類されることになる。いずれも、生産から販売へ至る全過程がその組織化の対象となっているからである。

しかし、その対象範囲だけから農業の社会的組織化の諸形態を特徴づけようとする方法は、いささか片手落ちである。なぜなら、そこでは組織化の主体に関してなんらふれられていないからである。この点を、いわゆる生産組織の諸形態を素材にとりあげて検討してみよう。

よく知られているように生産組織は、経済高度成長期に、まず集団栽培、機械・施設の共同利用組織の形態であらわれた。しかしわが国の農村では、戦前からすでに、集落内部の特定農家の間で共同作業や農機具の共同利用が行なわれていた。両者の相違は、後者が自生的、非組織的であったのに対し、経済高度成長期の生産組織が、農協や自治体の主導のもとに集落を基盤として農家を組織的に動員する形をとったところにある（これは、構造改善事業のような行政がおしすすめる事業のとき、とくに顕著であった）。すなわち、一定の話し合いが行なわれ、一部農家の積極的参加があったにせよ、多くの農家にとってその組織化は外生的であり、そこでの規制は他律的であった。

この対立は、行政主導でつくられた集落ぐるみの機械共同利用組織が解体したあとにもあらわれる。そこでは、オペレーターが任意グループを自生的につくり、作業・経営の受託をはじめめる場合が多かったが、そしてその一部は請負企業に転化していったが、一方では、農協や自治体による農地流動化事業に組織的にくみ込まれていく動きがあった。

このように生産組織としての組織化には、自生的、自律的な性格をもつ農家の任意的小グループが主体になる場合と、農協や自治体のリーダーシップのもとでその区域全体の農家を組織化していこうとする場合とがある。後者の場合、行政の末端組織ないし農協の下部組織としての集落が、集落ぐるみという形で農家を総動員するのに利用されることが多い。自治体、農協をはじめとする農業団体、あるいはそれらの協議体を中心となり、ある一定区域の農業と農家を対象にして総合的な事業計画と事業推進機関をつくり、それをもとに区域内農業のさまざまな組織化を統合しようとしているとき、これをわれわれは、地域（組織化）主体をもった農業の社会的組織化とよぶことにしよう。この組織化は、農家にとっては当然、外生的、他律的である。これに対し、自生的、自律的な主体によってそれがすすめられるとき、自生的な農業の社会的組織化とよぼう。

注意しておきたいことは、このような区分が農産物販売面における組織化でも可能であり、また必要なことである。共販組織のもっとも原形的な形態は、いうまでもなく自生的な農家の小集団であるが、共販の規模がより大きくなり市場対応がより組織的になっていくにしたがい、共販の主体は単協からさらには連合会へと高められ、同時にそれと出荷者との関係が外生

的、他律的になっていく。地域主体をもった農産物販売の社会的組織化は、多くの場合、組織化主体が農協だけからなり、また組織化の形態は農産物販売だけである。この一様性において農業生産の組織化と若干様相を異にするが、農産物販売の組織化を地域主体をもつ場合と自生的な場合とに分けることは有益であろう。

- 1) 吉田寛一編『農業の企業形態』（地球社、1979年）では、農業組織の諸形態として、生産組織、営農団地、地域農業、インテグレーションのほか、農業の装置化システム化、農協営生産事業体があげられている。

3 地域（組織化）主体の諸類型

ここで地域農業論に戻る。地域農業とよぶときは、元来、ある行政上の区域での農業、ないしはある自然的社会的条件で特徴づけられた農業地帯での農業を指す以上の意味はなかったとみてよい。しかし最近、地域農業という言葉はそれ以上の意味で使われているようにみうけられる。すなわち、地域農業とよばれるためには、その地域の農業の生産と流通に地域の自然的社会的条件を反映した一定の共通性がみられるだけでなく、なんらかの意思主体による統合の結果としての統一性がそこにみられなければならない、という考え方である²⁾。地域農業に、客観的な共通性だけでなく主体的な統一性をも要求するこの考え方は、地域農業の元来の意味に一つの飛躍をもたらすものであるが、多くの人が地域農業で意味させようとしているものを推測するとき、こうした理解以外はできないように思われる。

このような理解と、先にみたような地域主体を考慮に入れた組織化の形態とを突き合わすとき、われわれは次のように地域農業を定義することができる。すなわち、農業生産、農産物販売の両面で地域（組織化）主体をもった組織化がすすめられているとき、もっとも厳密な意味で地域農業とよぶことができる。少なくとも生産か販売かのどちらかの組織化が地域（組織化）主体をもつときだけに、地域農業というよび方は限定さるべきであり、かりに生産、販売の両面での組織化であっても、両者が自生的な組織化であるときは、地域農業とよぶことは適当ではない。普通使われている意味からは離れてしまうのである。

ではこのように理解された地域農業は、先に列挙した営農団地、インテグレーション等々どのような関係にあるのだろうか。まず指摘されねばならぬことは、それらのなかでは装置化システム化が異質な位置を占めていることである。これは、1969年の経済審議会農業問題研究委員会の答申『日本農業進歩への途』において、構造政策の手段を特徴づける言葉として用いられたものであり、そこで具体的に例示されているものは、営農団地、大規模共販組織、インテグレーション等である³⁾。農業の社会的組織化の一形態として独立の意義を与えることには明らかに問題がある。独立の組織化形態とみなせない点は、農協営生産事業体に関しても同様である。これは、それ自体が一個の経営体であり、独立した農業組織化の形態とみなすことはできないが、農協が中心になった生産、販売の組織化では一つの共同利用施設としてその一翼を

担っている。

次に営農団地とインテグレーションであるが、後者は、農業資材の生産・流通、農産物の生産・流通の各段階を重層的有機的に組織する点で、その他の農業組織化形態とは異質であるようにみえる。しかし、畜産をはじめとする多くのインテグレーションでは、農業生産における既存農業経営の地域的組織化がその段階的結合の基軸にくみ込まれている。他方、系統農協の提唱する営農団地では、農業生産の組織化以上に農産物販売および農業資材供給の組織化が重視されているため、それを農協インテグレーションとよぶときがあり、事実、組織化の外的形態や機能においていわゆるインテグレーションとの区別が困難な場合が多い。結局、両者を区別するものは組織化主体の経済的性格の差である、とみるべきであろう。

こうして、地域農業という言葉をより具体的に理解するためには、その地域（組織化）主体の性格をはっきりさせる必要が出てきたのである。

1960年代なかばから地域農業論がしきりに論じられるようになってきた背景には、新農山漁村建設事業、構造改善事業のように、政府がその事業の計画、実施の一部を自治体や農協に委任するという方式がとられるようになった、という事情がある。すなわち歴史的にみれば、政府事業の分担者となった自治体や農業団体を地域主体とする形で、地域農業は論じられはじめたのである⁴⁾。しかしこれらの事業が土木事業としては一定の成果をあげても、その本来の狙いをほとんど達成しえなかったという事態のなかで、農民の立場を強調する批判が噴出し、さらには農民や地域住民の自主性を基本とする地域農業論が主張されるようになった⁵⁾。

この立場には、大きく地域を自然・土地に媒介された実体的なものとしてとらえた上、その独自性を地域の自己完結性の実現の方向に求め、さらにそれを実現する主体を地縁的な住民組織に期待しようとする立場と、本来は階級的・階層的にあらわれるはずの生産力崩壊や貧困化が現代社会とくに農村では地域的にあらわれるとし、その抵抗の主体を地域的な組織に求めようとする立場との二つがある。地域の荒廃を、工業化・都市化による自然循環・エコシステムの破壊にみる立場と、日本資本主義ないし国家独占資本主義による住民の経営と生活の破壊にみる立場との違いである⁶⁾。現実では、両者とも、集落や自主的な住民組織を基盤とする運動によって支えられた自治体、農協等にその主体を求めており、多くの点で交錯するが、地域農業を荒廃させた要因のとらえ方、それに対する戦略的対応では、両者は大きく異なる。この点、同じく集落、農協、自治体等にその主体を求めながらも、下からの抵抗の立場と上からの行政推進の立場は、運動とのかかわりあいにおけるそれら主体の位置づけが大きく異なっていることと共通する。

以上は、農業構造改善事業のような地域的農政の実施をめぐって対立的に出されてきた地域主体の考え方であるが、これらと若干性格を異にするものとして農業関連企業による農業生産・農産物販売の組織化がある。総合商社、飼料資本、食肉加工資本、スーパーマーケット等

が主体となって契約生産または委託生産により家畜飼養を組織化し、さらにはそれをもとに畜産物販売を組織化しようとする畜産インテグレーションがその例であるが、これらの農業関連企業もある地域の畜産を組織化しようとしている限り一つの地域（組織化）主体である。

- 2) 地域農業の組織化というような言葉が頻繁に使われるのが、そのあらわれである。
- 3) 経済審議会農業問題研究委員会「日本農業進歩への途」（農政調査委員会『アグリシステム』日本の農業66・67、所収）参照。
- 4) 渡辺兵力「地域農業構造の観察（一）」（『農業総合研究』18巻4号、1964年）195頁。
- 5) たとえば、沢辺・木下編『地域複合農業の構造と展開』（農林統計協会、1979年）12～13頁参照。
- 6) 山田定市『地域農業と農民教育』（日本経済評論社、1980年）112～113頁参照、なお、吉田忠「低成長経済における地域農業」（『農業経済研究』51巻2号、1979年）78～79頁参照。

4 地域農業とその諸形態

以上、その地域（組織化）主体の面から農業生産・農産物販売の社会的組織化をみてきたが、これを整理すると次のようになるであろう。

④地域（組織化）主体をもった農業生産・農産物販売の社会的組織化

- ①自治体・農業団体等が主体（政府の地域農政の推進と結びついた組織化）
- ②農協ないしその連合会が主体（産地形成や共販の推進と結びついた組織化）
- ③農業関連企業が主体（インテグレーションの一環としての組織化）
- ④集落・住民組織の運動に支えられた自治体・農協等が主体（地域の自然循環を破壊する工業化・都市化への抵抗としての組織化）
- ⑤同上（地域住民の経営と生活を破壊する国独資体制とその政策への抵抗としての組織化）

⑥自生的な農業生産・農産物販売の社会的組織化

このような整理にもとづいて、①-②を営農団地、①-③をインテグレーションとよぶことに異論はないであろう。問題は、①-④と①-⑤、①-⑥であるが、多くの人が地域農業とよんでいる言葉を分析すると、ほぼこの3つになるように思われる。さらにいえば①-④、①-⑥を指して用いられる場合がもっとも多いようにみうけられる。筆者はかつて、これを「地域農業」とかっこづきでよんで以下のようにとらえた。「地域農業とよぶとき、一般には町村規模以下の地域、多くは未合併農協の地区を範囲とする中小規模の産地を指している。そして、農協などが主体となり、共同利用施設、あるいはその利用をめぐる生産・販売組織を通して複合経営ないし地域複合化が試みられている。さらには販売においても、集散市場的中央卸売市場ないし広域大量流通だけに依存することはせず、…地域流通・地場流通をふくむ多様な流通経路への依存がみられる。要するに、兼業農家をふくむ複合経営的な中小規模農家をつつみこみ、流通の多様化をおすすめている、あまり規模の大きくない組織的な産地、というようにとらえることができそうである。」そしてその特徴として、①個別経営の複合化や地域複合化、②地域流通・地場流通等による流通多様化、③基礎集団としての「むら」や集落の重視、に加えて

「農政や市場の方針に抵抗してまで農民の農業生産に対する要求・自主性を尊重し、推進していくべきだと考える」ところの農民と地域の主体性回復志向を④にあげた⁷⁾。

この「地域農業」は、明らかに④-①, ④-②にあたる。他方, ④-③を指して地域農業とよぶ人も多い。地域農業という言葉がこのように使われる場合の多いことを十分承知の上で、先に筆者は、④に属するもの全体を外延とする定義を地域農業に与えた。これは、地域農業という言葉の歴史的背景と使う人の暗黙の前提とから本質的な部分を抽象した結果であるが、おそらく異論が出てくるに違いない。そのうちここで反論しておくべき異論は、①地域の農民の抵抗としての組織化、すなわち④-①, ④-②だけに限るべきだ、②④-①, ④-②に加うるに農業、農村内部の主体をもつ④-③, ④-④とすべきで、④-⑤のインテグレーションは除くべきだ、の2つであろう。

たしかに、政府主導の地域農政や地域的な施策に対して一定の対立関係で組織化がすすめられたときに、いわゆる地域農業振興が成功を収める場合が多い。地域農業を論ずるとき、地域主体における抵抗の側面を見落とすことは許されないのである。しかしそのとりあげ方で抵抗の面を強調するの余り、自らもその主体に埋没してしまうようなことがあってはならない。少なくとも現在の地域農業論のように、まだ一致した見解がえられていないときは、社会的組織化の過程それ自体の分析の帰結として地域主体の性格は示されねばならず、アприオリイな前提にしてはならないであろう。われわれは、そこで、行政の主導する側面と農民の抵抗ないし自主性の側面とが複雑に錯綜する組織化の現実と直面する。その現実のなかに、両者の相互規定と対立関係とをとらえ、さらに一方が優越してあらわれてくる過程を明らかにしていく必要がある。その限りで、行政主導の農業組織化と住民主導のそれとは、まず同じ次元でとりあげられるべきであろう。

この点は、農業関連企業主導のインテグレーションを地域農業としてとりあげるべきかどうかの議論ともかかわっている。インテグレーションにおいてすら、そのなかに組織された農民がいかに自主性を回復し変革の主体になっていくかが、分析の課題になるからである。

こうして、最初から農民の自主的ないし抵抗の組織に限ってとりあげようとする態度は、現実に存在する多くの組織化形態を視野から脱落させることになる。たとえば、総合農協や専門農協の連合会によって組織され、わが国の青果・畜産物供給の過半を担っているところの巨大産地（それは専門大規模化した農業経営を基盤とし、出荷も広域流通に依拠しており、いわゆる「地域農業」の対極をなす）が対象からドロップしてしまう。この点については、すでに論じているのでくり返さない⁸⁾。

以上の理由から、筆者は、④に属するもの全体を地域農業としてとりあげ、その分析を通して④を構成する諸形態の交錯と対抗の関連を明らかにしていくべきだ、と考えている。

最後に、このような地域農業のとらえ方のもつ意義についてふれておきたい。地域農業論

は、それを行政主導で、あるいは農民の自主性と抵抗を基盤として推進しようとする場合のいずれにおいても、地域農業構造の振興ないし再編としてとりあげられることが多い。その結果として、農業の社会的組織化による農業生産力の発展や農法の再編に関心が片寄ってしまう。筆者は、農業生産における組織化だけでなく、地域としての市場対応、すなわち共販組織との関連において地域農業をとらえることにより、地域の農業と個別農家の行動との社会的経済的側面により多くの注意を払おうとする。またそれを通して、地域主体の形成と変質のなかに歴史的な、そして経営経済的な意味をさぐることができるようになって考えている。

7) 前出吉田「低成長経済における地域農業」79～80頁。

8) 同上，81～83頁。

5 地域農業と地域流通

地域農業を語るとき必ず結びつけて論じられる言葉に地域流通がある。この言葉もたびたび使われる割にはその意味があいまいであり、ときには地場流通、産地直結、市場外流通等と混同して使われている。

地域流通の対になる言葉としては広域流通が考えられるが、広域流通と地域流通をそれ自体として理解するならば、農産物輸送距離の遠近にすぎない。それは相対的であり、無意味である。したがって、この言葉の理解のためには、市場構造の発展や産地形成、およびそこでの主体の性格に関して、歴史的な理解が前提となるであろう。

経済高度成長期における青果・畜産物の生産・流通の発展は、日本列島の南北両端地帯や背骨山脈の高冷地帯を中心に、専門大規模経営からなる専作的な巨大産地の形成をもたらした。その多くは、系統あるいは専門農協の大型単協や連合会を主体とする大型共販組織を通して、京浜、京阪神の集散市場化した中央卸売市場やインテグレーションの窓口たる荷受商社に、大量の青果・畜産物（の単品）を組織的・継続的に送り出している⁹⁾。これが典型的な広域流通であり、その特徴は、遠隔地からの単品大量の組織的出荷と、巨大都市の中央卸売市場やインテグレーションを窓口とする全国規模での集散である。なお、この広域流通においても、畜産インテグレーション、全農や経済連とスーパー・生協の直結のような市場外流通がみられる。

1970年ごろからこの広域流通は、一部の野菜を除く生鮮食料品の流通で支配的になるが、それは同時に、その矛盾と限界をあらわにしていくことでもあった。すなわち、巨大都市の入口まではとくに物流面での合理化が大きくすすんだが、そこから衛星都市の小売店舗への配送で、また地方中核都市への転送において、都市の過密や人口ドーナツ化にもとづく流通コストの上昇が顕著になってきた。これは、輸送の遠隔化によるコストアップと相まって、大量生産・大量流通の優位性をくつがえすほどになるのである。

この事態は、巨大産地が地方中核都市にも直接出荷をはじめるという変質を広域流通にもた

らしたが、それだけでなく、巨大都市の衛星都市や地方中核都市の周辺部に複合的な中小規模産地を新しく（あるいは旧産地の再生として）生み出す契機ともなった。その多くは、旧町村以下の規模であって自生的な主体あるいは未合併農協等によって組織されており、そこでの多様な生産物は、衛星都市・地方都市の中央、地方卸売市場に出荷されるだけでなく、「小まわりのきく販売体制」や「きめ細かいサービス」を通して、配達や朝市による直売、消費者団体や小売商への直接供給等、多様な市場外流通によって販売されている¹⁰⁾。

これが1970年代に広域流通の対極として形成された地域流通であり、その特徴は、複合的な中小産地からの多様な生鮮食料品が、中央、地方卸売市場あるいは多様な市場外流通を通して、その周辺都市に供給されているところにある。農産物が生産者（または生産者団体）から消費者（または消費者団体）に直送される産地直結は、そこでもっとも頻繁にみられる市場外流通の一形態である（なお産地直結を、生産者団体と小売段階との直結等をふくめ市場外流通とはほぼ同義にとらえる見解もある¹¹⁾）。また、とくに地場流通という言葉を使うときは、産地のなかにある、ないし産地に囲まれた中小都市や地元農家世帯に対する出荷形態に限定すべきであろう。もちろん、地域流通あるいは広域流通が地場流通によって補完されているという事態は、よくみられるところである。

9) 吉田忠『農産物の流通』（家の光協会、1978年）4、5章参照。

10) 同上、6章参照。

11) 秋谷重男『産地直結—流通の新しい担い手—』（日本経済新聞社、1978年）9～10頁。

6 む す び

以上、地域農業さらには地域流通という言葉を取りあげ、そこにみられる若干の混乱を整理しながら、その定義ないし使い方の限定について私見をのべた。最初の構想では、地域農業や地域流通が論じられるとき、そこで用いられる基本用語についても検討を加えるつもりであったが、結局はたせず、地域農業と地域流通という言葉の考察にとどめざるをえなかった。このため、地域農業・地域流通をその類似の言葉から区別するという方向においてのみ検討がすすめられ、それ自体の意味を内的に深める努力において不十分になったことを反省せざるをえない。考察が形式に走り平板となった。この点については他日を期したい。